

# 職業紹介業務の運営に関する規程

厚生労働大臣許可番号 33-ム-010004

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

福祉人材無料職業紹介所

本所は、公共に奉仕する目的のもとに、福祉人材を対象として一切無料で次の要領により、職業紹介事業を行うものです。

## 第1 求人

1 本所は、次に掲げる職業の範囲等に関する岡山県内の求人の申込みについて受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の雇用条件が通常の雇用条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び反社会的勢力などによる求人である場合には受理しません。

- (1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所（ただし、事業実施者が社会福祉法人の場合は、公益事業も含む）
  - (2) 介護保険法に規定する介護保険事業所
  - (3) 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
  - (4) 地方自治体の条例又は補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
  - (5) 社会福祉法に規定する福祉事務所、児童福祉法に規定する児童相談所、身体障害者福祉法に規定する更生相談所、知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、精神保健福祉法に規定する精神保健福祉センター
  - (6) 社会福祉分野の国家資格を持つ専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等）の場合は、(1)から(5)以外の社会福祉を目的としない事業を行う事業所
- 2 求人申込みは、求人者又はその代理人がインターネット「福祉のお仕事」ホームページからインターネットによりお申込みください。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件を明記してください。

## 第2 求職

- 1 本所は、岡山県内に就労を希望する求職者で、第1の1に掲げる職業の範囲等に関する求職の申込みについて受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が次のいずれかの方法によりお申込みください。
  - (1) 求職票等による来所等での申し込み
  - (2) インターネット「福祉のお仕事」ホームページ等からのインターネットによる申込み
- 3 特別な資格を必要とする職業に求職する者は、免許証又は免許証の写しを提示してください。

### 第3 紹介

- 1 求職者には、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう求人者を紹介するよう努めます。
- 2 求人者には、希望に適合する求職者を紹介するよう努めます。
- 3 紹介の際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を明示します。
- 4 求職者を求人者に紹介するときは、紹介状を発行しますので、その紹介状を持参して求人者のところへ行ってください。
- 5 求人・求職の申込みを受付後は、責任をもって紹介します。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者には紹介をしません。

### 第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立したら、求人者、求職者の双方から本所にその結果を報告してください。  
なお、雇用関係が終了したとき及び紹介したにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してください。  
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から 6 か月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人情報はすべて秘密として、これを他には漏らしません。（社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 個人情報保護規程 福祉人材センター事業に関する個人情報取扱業務概要説明書に基づく）
- 4 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いは一切しません。
- 6 この規程に定めるものの他、本所の業務は、職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営します。

以上

令和 7 年 10 月 1 日